

浜岡原子力発電所における法令等に基づく手続きに係る管理体制の見直しについて

2011年9月29日

当社は、浜岡原子力発電所における高圧ガス保安法に基づく工事の手続き漏れを踏まえ、是正措置(早急に実施する措置)を実施するとともに、再発防止対策の検討を実施してきました。

(2011年1月7日お知らせ済み)

このたび、浜岡原子力発電所における再発防止対策として、法令および保安規定等(以下、「法令等」という。)の遵守に関する社内ルールの確認・整備、審査体制の強化等についてとりまとめましたので、お知らせします。

1. 法令等に関する社内ルールの確認・整備および審査体制の強化について

法令等に基づく手続きを確実に実施するため、それぞれの部署で実施している手続き要否の確認や官公庁への提出書類の管理を、更に専門部署が確認する管理体制となるよう見直し、社内ルールを整備した上で、2011年10月より運用することとしました。

2. 再発防止対策の実施状況の確認

社内の独立した組織による内部監査にて、再発防止対策の実施状況の確認を実施します。
また、高圧ガス保安法の適用を受ける設備については、高圧ガス施設の保安管理をより適切に実施するための助言を得るため、外部専門機関による管理状況の確認を受けます。
これらについては、2011年度下期に実施することとします。

なお、今回の手続き漏れ事象に鑑みて、高圧ガス保安法をはじめとする法令の内容および法令等を遵守する仕組みの理解促進を図るため、社内では実施している法令および仕組みに関する教育を充実いたします。

当社は、再発防止対策を徹底することにより、法令及び保安規定等に基づく手続きを確実に実施するよう取り組んでまいります。

以上